

申込者各位

一般財団法人 建設業振興基金

CI-NET 新規手続きのご説明

CI-NETを利用した電子商取引（EDI）を実施するための企業識別コードおよび電子証明書の手続きについてご説明いたします。

1. 企業識別コードおよび電子証明書

CI-NETを利用した電子商取引を実施する場合、企業識別コードと電子証明書が必要となります。

別紙「CI-NET標準ビジネスプロトコルVer. 1.5 標準企業コードの使用」参照。

2. 費用および有効期間

(1) 費用

1) 企業識別コード (消費税別)

	資本金1億円以下	資本金1億円超
新規登録料	16,000円	32,000円
更新料(3年毎)	20,000円	40,000円

情報化評議会会員(CI-NET会員)は、新規登録料、更新料(3年毎)ともに上表の新規登録料となります。

CI-NET 会員とは、情報化推進室の事業にご賛同・ご協力をいただき、事業年度ごとに会費を納めていただいております企業または団体です。

CI-NET会員は、情報化推進室ホームページ「CI-NET会員企業一覧」でご確認ください。

URL : <http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ci-net/link/link.html>

2) 電子証明書 (消費税別)

初期発行料・更新発行料(3年毎)とも、	6,500円
---------------------	--------

(2) 有効期間

- ・ 企業識別コード 3年
- ・ 電子証明書 3年+30日
(30日は新しい電子証明書に切り替えるための予備期間)

【お問い合わせ・書類送付先】

一般財団法人建設業振興基金

経営基盤整備支援センター 情報化推進室

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4-2-12

虎ノ門 4 丁目 MT ビル 2 号館

Tel : 03-5473-4578 Fax : 03-5473-4596

E-mail: ci-net01@kensetsu-kikin.or.jp

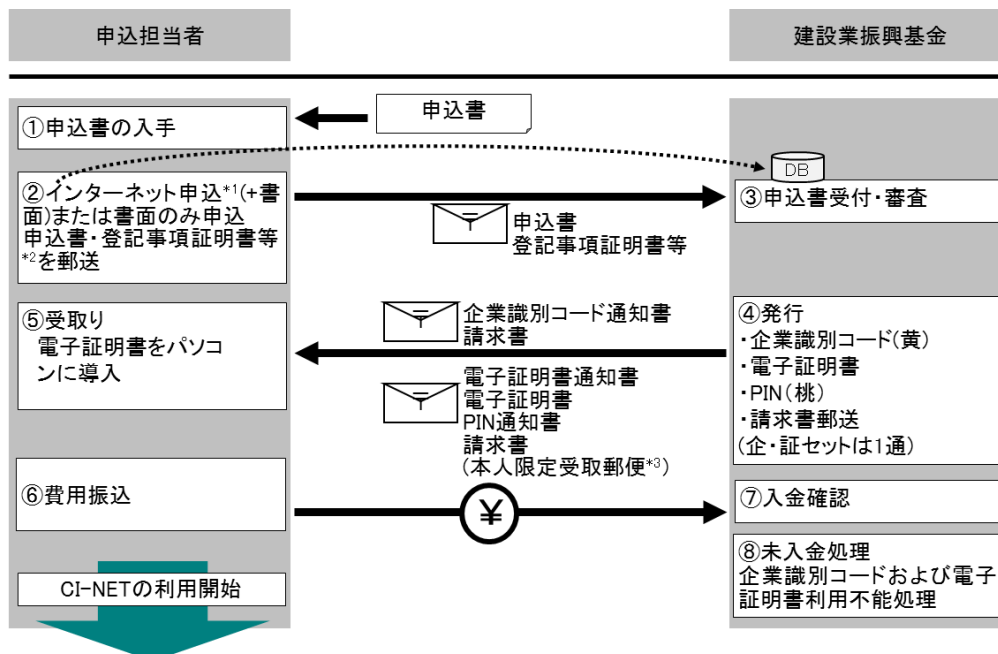
<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ci-net/index.html>

3. 申込の手続き

(1) 申込様式

様式	様式名
様式1A号	CI-NET 申込書 ■新規

(2) 手順



手続きは2～3週間程度かかる場合がありますので、早めに郵送してください。

*1 インターネット申込

申込データを送信し、かつ申込書と登記事項証明書等を当財団へ郵送します。

*2 登記事項証明書

申込企業の存在を確認できる資料については、「CI-NET 新規・更新申込書」および記入例をご確認願います。また、建設業振興基金ホームページにも詳しい対応例を示しております。

*3 本人限定受取郵便（特例型）

申込担当者または代人に確実にお届けする郵便で、本人および代人以外の受領はできません。

【申込担当者】

「本人限定受取郵便（特例型）」を受領できる方です。

受け取りには、身分証明書（運転免許証など）の提示が必要です。

【代人（郵便受取代理人名）】

申込担当者が受け取れない場合、郵便局に出向いていただく必要がありますが、申込担当者の代わりに受領できる方です。

受け取りには、身分証明書（運転免許証など）+名刺など企業に勤めている証明が必要です。

4. CI-NET電子証明書利用約款

手続きにあたっては、CI-NET電子証明書利用約款をご承認いただくことが必要

です。建設業振興基金のホームページに掲載しております利用約款のご確認をお願いいたします。

5. 企業識別コードおよび電子証明書取得後の申込内容変更や解約などの手続き
申込内容の変更や解約（廃止・失効）の場合は、情報化推進室にご連絡ください。

6. その他留意点

- (1) 標準企業コード（企業識別コード＋枝番）

1) 企業識別コード

1社で1つ必要なコードです。既に取得している場合は、新たに取得する必要はありません。一般財団法人日本情報経済社会推進協会/電子情報利活用推進部のホームページ「7. 標準企業コードの登録状況」で確認できます。

URL : <http://www.jipdec.or.jp/dupc/project/business/KCODE/list.html>

2) 枝番

枝番は企業内の支店、営業所、部署などを区別するもので、申請者が任意に設定できます。設定できるのは最大6桁までの数字およびアルファベットです。下記に枝番の例を示します。

- ・本社を「000000」、□□支店を「000001」、○○支店を「000002」
- ・本社を「000000」、□□支店を「000100」、○○支店を「000200」
- ・最初の申請だから「000001」

当初、パソコン1台でCI-NETをはじめる場合は、「000000」あるいは「000001」を推奨します。

- (2) EDI用E-mail

普段ご使用のメールアドレスとは別に、CI-NET専用のメールアドレスをご準備ください。ASPサービスベンダごとに異なるため、各ベンダにご確認ください。

CI-NETサービスベンダ	TEL
コンストラクション・イーシー・ドットコム	03-3595-4600
シーイーエヌソリューションズ	0120-266-499
日本電気	0120-266-499
富士通マーケティング	0120-835-554
日立製作所	0120-851-421

- (3) 電子証明書ファイル

電子証明書ファイルには、お客様の「電子証明書・秘密鍵・公開鍵」ファイルが入っています。紛失、破壊等がないよう保管してください。

また、送付した電子証明書ファイルは、バックアップを取ることを推奨します。

- (4) 発行費用のご請求（振込）時期について

平成28年10月1日より企業識別コードおよび電子証明書の費用は、前納から後納に変更いたしました。

振込期日を過ぎても未入金だった場合は、電子商取引ができなくなります。

「CI-NET 標準ビジネスプロトコル Ver. 1.5」より抜粋。

第1章 標準ビジネスプロトコル使用規約

第4節 標準企業コード使用規約

1 標準企業コードの使用

標準ビジネスプロトコルでは、企業の識別に標準企業コードを使用する。標準企業コードは企業識別コードと枝番から構成される。1法人につき1つの企業識別コードが与えられる一方、枝番は各企業が自由に採番できる。したがって、標準ビジネスプロトコルを利用する企業は、企業識別コードを取得しなければならない。

建設産業に係わる企業の企業識別コードは情報化推進室などが発番し、全産業にわたる管理は（財）日本情報処理開発協会が行う。建設産業以外の業界の企業が、標準ビジネスプロトコルを用いて EDI を行う場合にも、情報化推進室に登録申請して取得することができる。企業識別コードは今後、他の業界で EDI が CII シンタックスルールに準拠して標準化された場合にもそのまま使用できる。

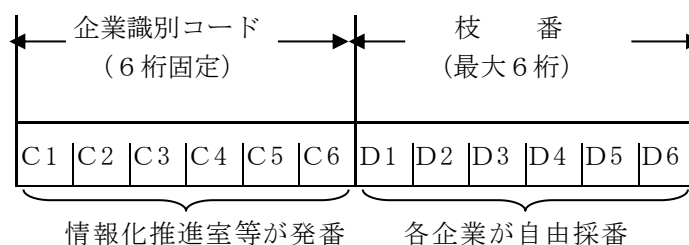


図 1.4.1-1 標準企業コードの構造

制定日 平成26年2月25日

改訂日 平成26年4月14日

改訂日 平成27年7月1日

CI-NET 電子証明書利用約款

第1章 (総則)

第1条 (総則)

一般財団法人建設業振興基金(以下、「基金」といいます。)は、日本電子認証株式会社(以下、「NDN」といいます。)の CI-Standard サービス運用規程(CI-Standard 認証局編)(以下、「CPS(CI-Standard 認証局編)」)といっています。)及び本約款に基づき、NDN の提供する CI-Standard サービスより発行される電子証明書(以下、「証明書」といいます。)を提供します。本約款が CPS(CI-Standard 認証局編)の記述と矛盾する場合は、CPS(CI-Standard 認証局編)が優先されます。また、本約款に規定のない事項については、CPS(CI-Standard 認証局編)によります。なお、CPS(CI-Standard 認証局編)は、第4条ホ)記載のURLに表示されるものとします。

2. 証明書を利用する法人又は個人事業主(以下、「企業」といいます。)及び企業内部門・部署(以下、「証明書を利用する企業及び企業内部門・部署を総称して「利用者」といいます。)は、CPS(CI-Standard 認証局編)及び本約款に同意する必要があります。また、利用者は、申込手続きを行う担当者(CPS(CI-Standard 認証局編)という証明書申込者を指し、以下、「申込担当者」といいます。)による利用申込に同意することにより、CPS(CI-Standard 認証局編)及び本約款に同意したものとします。

第2条 (改訂)

基金は、本約款を改訂することがあります。改訂された約款は、基金の指定した期日、又は基金が当該約款を公衆の縦覧に供した時点より効力を生ずるものとします。ただし、基金の指定した日が公衆の縦覧に供した時点よりも早い場合は、公衆の縦覧に供した時点に効力を生ずるものとします。

第2章 (証明書)

第3条 (証明書の利用範囲)

証明書は、CI-NET(Construction Industry NETwork) 標準ビジネスプロトコルに基づく電子データ交換において利用されることのみを利用目的とします。ただし、証明書を CI-NET 以外のサービスで利用する場合は、情報化評議会政策委員会の承認を受け、情報化評議会に報告するものとします。

第4条 (利用者の利用上の義務)

利用者は、本サービス利用に当たって以下の義務を負います。

- イ) 利用者は、CPS(CI-Standard 認証局編)及び本約款を遵守しなくてはなりません。
- ロ) 利用者は、検証者(利用者の証明書を受信して利用者の電子署名を検証する者)が利用者の証明書を利用することに関し、基金は全く関与せず、一切の責任を負わないことについて、承知しなければなりません。
- ハ) 利用者は、電子署名が押印に相当する法的効果が認められ得るものであることを承知しなければなりません。そのため、利用者の秘密鍵を秘匿管理し、利用者以外に利用されたり情報を知られたりしないよう、十分な注意をもって管理しなければなりません。
- ニ) 利用者は、証明書とともに発行される PIN を十分な注意をもって管理しなければなりません。
- ホ) 利用者は、リポジトリ(CPS(CI-Standard 認証局編)、証明書失効リスト等)を随時閲覧し、本サービスに関する情報を取得しなくてはなりません。
リポジトリの URL: <https://rep.ninsho.co.jp/cis/index.html>
- ヘ) 証明書は、他者への貸与、譲渡あるいは質入れすることはできません。

第5条 (発行申込)

利用者は、申込担当者が、新規・更新申込書に必要な事項を記入し、記名押印のうえ必要書類を添付して、基金に提出する方法により発行申込を行います。

2. 基金は、発行申込を受付け、利用者である企業が実在していることを確認し、証明書を発行します。

第6条 (受領の確認)

利用者は、証明書を受領した場合には、ただちに CI-NET 電子証明書内容通知書により証明書の記載内容を確認しなければなりません。

2. 証明書の記載内容に誤りがあった場合には、利用者は、ただちに基金へ連絡を行うものとします。

第7条 (失効申込・届出)

利用者は、以下の場合には迅速に失効申込を行わねばなりません。

- イ) 証明書又は PIN の紛失・盗難等の場合
- ロ) 証明書の破損等により機能が損なわれた場合
- ハ) (イ)(ロ)を除く利用者の秘密鍵の危殆化(盗難、漏えい等により他人によって使用され得る状態になることをいう。以下同じ。)又はそのおそれのある場合
- ニ) 証明書の記載事項(ローマ字企業名、標準企業コード、EDI 用 E-mail)に変更があった場合
- ホ) 利用者である企業内部門・部署がなくなった場合
- ヘ) 利用者による使用停止
- ト) 利用者である企業の倒産等の場合

2. 以下の場合は、基金の判断に基づき失効します。

- イ) 基金の責めに帰すべき事由により証明書の誤発行等を行った場合
- ロ) (イ)の他、利用者が本約款に違反する行為を行った場合
- ハ) CI-NET 廃止申込書による証明書の失効申込がなく、第三者に損害を与える等社会的に多大な損害や混乱が生じるもしくはそのおそれのある場合

第3章 (手数料料金及び支払方法)

第8条 (手数料の額)

利用者は、証明書の発行手数料として別表に定める金額を、基金の指定する銀行口座に振込むものとします。この場合、振込手数料は振込人が負担するものとします。

なお、原則として、振込後の手数料の返金には応じられません。

第4章 (損害賠償)

第9条 (損害賠償責任と範囲)

基金は、証明書の提供において、基金の責めに帰すべき理由により利用者が損害を被った場合、利用者の損害を賠償します。ただし、基金の責めに帰することができない事由から生じた損害、基金の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、一切の賠償責任を負わないものとします。

2. 前項の場合において、基金は、当該時点において有効な証明書の発行手数料を利用者に発生した損害とみなし、その額を限度として賠償します。

第10条 (利用者の賠償責任)

利用者が範囲外の用途に証明書を利用した結果生じた損害については、利用者が一切の責任を負うものとします。

2. 利用者が失効申込義務を怠ったことにより生じた第三者によるなりすまし、検証者による誤判断等による損害については、利用者が一切の責任を負うものとします。

3. 前各項の場合において、基金が損害を被った場合、基金は利用者に対し損害賠償を請求することができます。

第5章 (雑則)

第11条 (禁止事項)

利用者は、証明書を利用する際、次の各号の行為を行ってはなりません。

- イ) 架空の企業及び企業内部門・部署になりすまして証明書を利用する行為
- ロ) 証明書記載事項として虚偽の事実を申請する行為
- ハ) 法令、本約款もしくは公序良俗に違反する行為
- ニ) 証明書関連サービスの運営を妨害する行為
- ホ) 基金若しくは第三者に不利益を与える行為
- ヘ) 上記(イ)(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)に該当するおそれのある行為

第12条 (個人情報の取扱い)

基金は、利用者から基金に提供される申込担当者の氏名その他個人を特定できる情報(以下、「個人情報」といいます。)を適切に管理し、証明書発行、ならびに証明書関連サービスに必要な範囲でこれを使用するものとします。

2. 前項にかかわらず、基金は、裁判所もしくは監督官庁の命令、調査その他基金が情報を開示すべき法的義務を負う場合、又は訴訟等の法的手続において主張・立証の必要が生じた場合、前項の個人情報を開示する場合があります。利用者及び申込担当者は、あらかじめこれを承諾するものとします。

第13条 (秘密保持)

利用者及び基金は、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、本約款の履行に関連して相手方から開示を受けた情報であって、秘密である旨明示された書面により提供され、又は秘密である旨明確に告げられて口頭により開示され、かつ、当該開示後14日以内に書面により提供されたもの(以下、「秘密情報」といいます。)を第三者に開示し、又は漏洩しないものとし、また、本約款において認められた目的以外のために利用しないものとします。ただし、次の各号に定める情報についてはこの限りではありません。

- イ) 開示のとき、被開示者が既に保有し、又は既に公知であった情報
- ロ) 開示後、被開示者の責によらず、公知となった情報
- ハ) 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
- ニ) 開示者が第三者に対し、秘密保持義務を課すことなく開示した情報
- ホ) 証明書及び証明書の失効情報
- ヘ) 法令等により開示が義務付けられた情報及びそれに準じると当社が判断した情報

第14条 (管轄裁判所)

本約款の解釈及び履行等は全て日本法に準拠し、証明書に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別表 (手数料)

証明書の発行手数料 (3年+30日有効)	6,500円(税別)
----------------------	------------

以上



2015年7月1日

CI-NET 電子証明書発行時の公的証明書 (個人事業主の場合)

一般財団法人 建設業振興基金
 経営基盤整備支援センター
 情報化推進室

CI-NET 電子証明書の発行時に、個人事業主が公的証明書として利用できる書面は以下のとおりです。新規・更新申し込みの際には、いずれか 1 部を添付してください（コピー可）。

No.	書面名称	有効期間：(申込日が基準)
1	建設業の許可について（通知）	発行日より5年以内
2	宅地建物取引業者免許証	発行日より5年以内
3	納税証明書	発行日より1年以内
4	営業証明書	発行日より1年以内
5	所在証明書	発行日より1年以内
6	社会保険料の領収書	発行日より1年以内
7	労働保険料の領収書	発行日より1年以内
8	個人事業開業届出書	受領印日付より1年以内
9	労働保険の概算保険料申告書（有期事業）	受領印日付より1年以内
10	労働保険の概算確定保険料申告書	受領印日付より1年以内
11	健康保険/厚生年金の保険の算定基礎届	受領印日付より1年以内
12	健康保険/厚生年金の算定基礎届総括表附表	受領印日付より1年以内
13	所得税青色申告決算書（一般用）	受領印日付より1年以内
14	収支内訳書（一般用）(白色申告用)	受領印日付より1年以内
15	消費税の確定申告書	受領印日付より1年以内
16	事業税住民税の中間確定申告書	受領印日付より1年以内